



子育てカレンダー 2月中旬～3月上旬



今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、記載情報に変更となる可能性があります。最新情報を、町ホームページ等でご確認いただき、参加にあたっては事前に各問合せ先へご確認ください。

Enjoy

2/15・3/1
(月) (月) **保育体験**

親子で参加する保育体験です。

対象: 平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれの幼児と保護者(年度途中での参加も随時募集しています) **時間:** 午前9時30分～午後0時30分 **費用:** 保険料48円(1回分。初回参加時にご用意ください)

場所・問合せ: 町立鳩山幼稚園 ☎ 296-0592



2/24(水) **はとっこひろば「にこにこ」**

にこにこサロンのボランティアアさんが、簡単な工作をしながらお子さんと遊んだり、保護者の方の相談や気になることなどをお聞きます。

内容: ひな飾り作り **時間:** ① 午前10時30分～11時20分 ② 午前11時40分～午後0時30分の二部制 **定員・申込:** 各回2組(全4組)事前申込み、費用無料。定員になり次第受付を終了。

問合せ・場所: ニュータウンふくしプラザ ☎ 290-5469



すくすく

2/15(月) **妊婦・乳幼児健康相談**

対象: 妊婦・生後4か月～4歳(事前予約制) **時間:** 午前9時30分～11時 **内容:** 身体計測、健康相談、栄養相談 **持ち物:** 母子健康手帳、タオル **場所・問合せ:** 町子育て世代包括支援センター「びっぴ」 ☎ 298-1136



2/25(木) **3歳児健診**

対象: 平成29年10月～12月生まれ **内容:** 身体計測、内科診察、歯科診察、栄養相談、保健相談など ※受付時間、持ち物等詳細は個別に通知します。

場所・問合せ: 町保健センター ☎ 296-2530

3/3(水) **すくすく相談**

小児科医、言語聴覚士、臨床心理士、作業療法士などによるお子さんの発達相談です。(事前予約制) **対象:** 主に乳幼児 **時間:** 午後2時～4時30分 ※時間等詳細は個別に通知します。

場所・問合せ: 町保健センター ☎ 296-2530

2歳児歯科健診は中止します

2月18日(木)に予定していました2歳児歯科健診は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止します。なお、対象者には個別に通知します。

相談

教育相談

日時: 2月4日・18日・25日・3月4日 いずれも木曜日 午前10時～午後4時 **場所・問合せ:** 町立鳩山中学校 さわやか相談室 ☎ 296-2230

ひばり子育て相談(電話相談)

外出するのはちょっと大変という方に、保育士・看護師が適切なアドバイスをします。

受付時間: 平日(月～金) 午前9時～午後5時

問合せ: ひばり子育て支援センター ☎ 296-5694

よい子の電話教育相談

受付時間: 24時間(365日)対応

◆保護者専用

☎ 048-556-0874

◆保護者・子ども共通

Eメール相談

soudan@spec.ed.jp

◆18歳以下の子ども専用

(無料) ☎ #7300

または 0120-86-3192

レポ

鳩山幼稚園で「まゆ玉だんごづくり」が行われました

1月13日(水)、町立鳩山幼稚園で「まゆ玉だんごづくり」が行われました。この行事は、養蚕が盛んだった頃、小正月に各家庭で行われていた風習を知ろうと実施しているもので、毎年行われています。

園児たちは、園長先生から、まゆ玉だんごづくりの由来の話を聞いた後、ピンクと白の2色のだんごを一所懸命に丸めました。丸めただんごは、園庭に設置した釜で蒸し、蒸しあがっただんごを、園児たちは嬉しそうに枝に飾り付けていました。

例年は、手作りのだんごを昼食時に、皆で食べていましたが、今年は新型コロナの影響から、飾り付けのみが実施されました。



▲蒸しただんごを、みんな楽しく飾り付けました。



▲だんごづくりに熱心に取り組みました。



▲園長先生からまゆ玉だんごづくりの由来の話を聞く園児たち

障害基礎年金等を受給しているひとり親家庭が 児童扶養手当を受給できるように見直します

「児童扶養手当法」の一部改正により、令和3年3月分(令和3年5月支払)から、障害基礎年金等を受給している方の「児童扶養手当」の算出方法が変わります。

●見直しの内容

(令和3年3月分[令和3年5月支払]から)

①児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

令和3年3月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を、児童扶養手当として受給することができるようになります。

※障害基礎年金以外の公的年金等を受給されている方(遺族年金・老齢年金・労災年金・遺族補償などの公的年金等や障害厚生年金(3級)のみを受給している方)は、これまでと変わりありません。

②支給制限に関する所得の算定が変わります

障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に、非課税公的年金給付等(障害

年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など)が含まれます。

●手当を受給するための手続き

既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方は原則、申請は不要です。

それ以外の方は、町民健康課に児童扶養手当を受給するための申請が必要です。なお、令和3年3月1日より前であっても、事前申請は可能です。

●支給開始月

通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害基礎年金等を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891